

命を守る

ピカッと、安全!

# 早めのライトと反射材



# 秋の全国交通安全運動

令和6年9月21日(土)～30日(月)

9月30日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止



夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶



自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



チャイルドシート着用推進シンボルマーク「カチャピョン」



内閣府 交通安全対策公式サイト

内閣府 香川県交通安全県民会議

## 反射材用品等の着用<sup>推進</sup>や 安全な横断方法の実践<sup>等</sup>による 歩行者の交通事故防止

- 歩行者は反射材や明るい服を身に着けましょう。
- 道路を横断するときは、遠回りでも横断歩道を渡りましょう。
- 左右の安全をよく確認してから横断しましょう。
- 手を上げるなど、ドライバーに横断する意思を伝えましょう。



## 夕暮れ時以降の早めの ライト点灯<sup>や</sup>ハイビームの 活用<sup>促進</sup>と飲酒運転等の根絶

- ドライバーは早めにライトを点灯し、対向車などがいないときはハイビームを活用しましょう。
- 身勝手な飲酒運転により尊い命が奪われています。



- ①お酒を飲んだら  
「運転しない」
- ②運転する人には  
「お酒を飲ませない」
- ③お酒を飲んだ人には  
「運転させない」

## 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



「自転車安全利用五則」を守りましょう！

- ①車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止  
を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



- 自転車、特定小型原動機付自転車に乗る時は、乗車用ヘルメット着用が「努力義務」です。自分の命を守るために必ず着用し、交通ルールを守って安全走行しましょう。

## 高齢者の安全な通行の確保と 高齢運転者の交通事故防止

- 加齢により、素早い行動が取りにくくなっていることを理解し、慎重な運転や通行を心がけましょう。



## 後部座席を含めた全ての座席の シートベルト着用と チャイルドシートの正しい使用の徹底

- 一般道路・高速道路を問わず、全ての座席でシートベルトを着用しましょう。
- 6歳未満の幼児にはチャイルドシートを正しく使用しましょう。

